

大切なお知らせです。  
保護者の方に必ず渡してください。

# 家計急変

(表)

## 京都府奨学のための給付金のご案内

R8年度  
概要版

- 授業料以外の教育費(教科書費・教材費・学用品費・通学用品費など)を支援する給付金制度です。
- 返済する必要のない給付金です。

### 注

保護者等(親権者全員)の令和8年度道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯の方は「家計急変」ではなく、通常の申請を行ってください。  
※家計急変は、令和8年1月1日以後に発生した事由に限る。

### ◆ 家計急変の対象者について

基準日(※1)現在、以下①～⑤の要件を全て満たすこと。

- ① 保護者等(全員又は一方)の令和8年度住民税所得割額(道府県民税所得割及び市町村民税所得割額)が非課税でなかった場合で、令和8年1月1日以後に保護者等に生じた家計急変事由(失業等。ただし定年退職は対象外)により、令和8年度住民税所得割額(道府県民税所得割又は市町村民税所得割額)が182,500円未満に相当すると認められる世帯であること。
- ② 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住していること。
- ③ 高校生等が、「高等学校等就学支援金」又は「学び直し支援金」の対象であること。
- ④ 高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅費又は特別育成費の給付を受けていないこと(母子生活支援施設の高中生等を除く。)
- ⑤ 生徒が、通算3回(定時制・通信制の場合は4回)以上、本給付金の給付を受けていないこと。

※「学び直し支援金」受給対象者は通算4回(定時制・通信制の場合は6回)以上給付を受けていないこと。

※1 基準日	令和8年1月1日から7月1日までに家計急変が発生	7月1日
	7月2日以降に家計急変が発生	家計急変発生日等

### ※2 保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯の例

世帯構成	2人世帯	2人世帯 (養子・ひとり親世帯)	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込(会社員) ※3	1,704,000円 未満	2,044,000円 未満	2,216,000円 未満	2,716,000円 未満	3,216,000円 未満	3,704,000円 未満
所得見込(自営業) ※4	1,120,000円 以下	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下

※3 会社員の方の年収見込は、給与収入(収入金額)のことです。

※4 自営業の方の所得見込は、事業所得(収入金額-必要経費)のことです。

裏面もご覧ください